主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人上告趣意について。

所論は、結局原事実審の権限に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するに 帰し、当法律審に対する適法な上告理由と認め難い。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 福島幸夫関与

昭和二六年三月一日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	产	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官